

1 新たな理事の選任の経緯

- 横山理事、風間理事の退任の意向が示された。
- これを受け、役員を選任を実施するため、2024年4月15日の第10回理事会において、役員等候補者選考委員会の設置に向けた評議員会の開催について提案がなされた。
- 2024年4月20日の評議員会において、役員等候補者選考委員会の設置要綱を制定し委員の選任を行った。
- 2024年5月7日の第1回役員等候補者選考委員会において、役員等選任方針の策定と役員等候補者の選考を実施した。
- 2024年5月10日に第三者審査委員会を開催し、候補者について利益相反該当性を審査した結果、妥当であるとの答申を得た。
- 2024年5月17日の第12回理事会において、新たな理事の選任に向けた評議員会の開催が提案された。
- 2024年5月31日の評議員会において、新たな理事2名が選任された。

2 役員等候補者選考委員

区分	氏名	現職（2024年5月7日時点）
委員長	すとう みわ 須藤 実和	公認会計士、日本オリンピック委員会理事、日本バレーボール協会副会長（理事）、日本サッカー協会理事
委員	くどう ようこ 工藤 陽子	カリフォルニア州公認会計士、日本バレーボール協会監事、日本オリンピック委員会監事、東京2025世界陸上財団監事
委員	すずき ひでお 鈴木 英穂	日本陸上競技連盟事務局長
委員	まつお ゆみこ 松尾 祐美子	弁護士、ニューヨーク州弁護士、東京都における国際スポーツ大会のガバナンス強化に向けた有識者会議 委員、日本陸上競技連盟監事
委員	わたなべ たけし 渡邊 剛	弁護士、ニューヨーク州弁護士、東京2025世界陸上財団監事
委員	わたなべ としひで 渡邊 知秀	東京都生活文化スポーツ局次長

3 役員等選任方針の策定

《考え方》 「設立時役員等選任方針」を基本にしつつ、大会成功に向け着実に準備を進めるフェーズに移行したため、役員等に求められる資質として、**組織運営強化等を記載**

《概要》

基本方針

- ✓ スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、また、多様な価値観や発想を反映させるため、**男女双方**とも、役員等の割合を**原則40%以上**
- ✓ 議論の活性化や理事に対するチェック機能の向上、より専門的・客観的な視点からの組織運営の監督といった観点から、**外部役員**等の割合を**25%以上**

共通して求められる一般的な資質

- ✓ 2025年世界陸上の開催趣旨や陸上競技の発展に理解があること
- ✓ 関係法令等に理解があり、コンプライアンス意識が高いこと
- ✓ 人権や多様性の尊重、持続可能性の追求など、昨今の社会的要請に対し理解があること
- ✓ 政治的中立を保って職務を遂行できること

知識・経験・能力等の資質

- ✓ 競技運営・国際スポーツ大会等に関する知識・経験
- ✓ 組織マネジメントに関する経験等に基づく広い視野、知見（特に理事）
- ✓ ガバナンス・コンプライアンスに関する知識・経験
- ✓ 関係法令に一定の知見を有し、独立性を維持しつつ、理事の職務の執行等を監査できる能力（監事）

4 理事のプロフィール及び選任理由



たさき ひろみち
田崎 博道

1957年1月20日生／公益財団法人日本陸上競技連盟専務理事

〔選任理由〕

東京海上日動火災保険会社を始めとする民間企業の役員や業界団体の会長等の経験があり、組織マネジメントの知見を豊富に有している。現在も、日本陸上競技連盟専務理事として、日本陸上競技連盟の組織運営やガバナンスを統括している。

また、元陸上競技選手として、国体や日本陸上競技選手権大会等において、優勝など顕著な成績を残しており、選手目線からの豊富な知識・経験を有している。

以上から、陸上競技や大会運営等に関して運営の中心的な役割のほか、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



ふるや るみ
古屋 留美

1967年10月25日生／東京都生活文化スポーツ局長

〔選任理由〕

東京都において、公務員としての豊富な行政経験があり、これまで数々の職務を積み重ねる中で、高いコンプライアンス意識をはじめ、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

また、東京都の生活文化スポーツ局長として、スポーツ振興を所管しており、2025年に東京都で開催される東京2025世界陸上・東京2025デフリンピックを担当している。これまでも、東京2020大会の文化プログラムを担当し、都の芸術文化の魅力発信を推進した実績があるとともに、建設局次長や生活文化スポーツ局理事(文化振興担当)として組織管理や執行統制に関わるなど、組織マネジメントに関する豊富な知識・経験を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

5 理事一覧

敬称略

役職	氏名	所属先役職等（2024年5月31日時点）
会長	おがた みつぎ 尾縣 貢	・ 日本陸上競技連盟会長
副会長	うしおだ つとむ 潮田 勉	・ 東京都副知事
事務総長	たけいち たかし 武市 敬	・ 東京都参与 ・ 東京都人材支援事業団理事長
コンプライアンス担当理事	ひろせ しの 広瀬 史乃	・ 弁護士 ・ 全日本野球協会常務理事
ガバナンス担当理事	やぎ ゆり 八木 由里	・ 弁護士 ・ スポーツ仲裁裁判所(CAS)仲裁人
理事	たさき ひろみち 田崎 博道	・ 日本陸上競技連盟専務理事
理事	とべ なおと 戸邊 直人	・ 陸上競技選手 ・ 日本陸上競技連盟アスリート委員会委員長
理事	のぐち みずき 野口 みずき	・ 元陸上競技選手 ・ スポーツ解説者
理事	ふるや るみ 古屋 留美	・ 東京都生活文化スポーツ局長
理事	らいた きょうこ 來田 享子	・ 中京大学スポーツ科学部 スポーツ教育学科教授 ・ 日本陸上競技連盟常務理事

資料 1

公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等候補者選考委員会 設置要綱

令和6年4月20日
評議員会決定

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当財団」という。）の定款第12条第1項及び第25条第1項に定める役員等の選任にあたって、その役員等候補者を選考する役員等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会の設置及び任務)

第2条 当財団の役員等候補者について、その資質や能力を確認し、役員等の選考を適切に行うため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、当財団における役員（理事、監事）及び評議員の候補者について選考し、評議員会に対して推薦を行う。

(選考委員会の委員)

第3条 選考委員会は、外部有識者を含む計6名の委員で構成することとし、委員は評議員会が選任する。

2 選考委員会に委員長1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 選考委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。なお、委員のオンラインによる出席を妨げない。

2 選考委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、企画部において行う。

(謝礼金等の支払い)

第7条 委員（外部有識者）で選考委員会に出席した者に対しては、当財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を準用し、謝礼金等（交通費等費用を含む。）を支払うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員で協議の上、これを定める。

附 則

本要綱は、令和6年4月20日より施行する。

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 「役員等選任方針」

<総論（経緯）>

- 世界陸上競技選手権大会（世界陸上）は、200 を超える国・地域から約 2,000 人の選手が出場する、陸上競技ではオリンピックと並ぶ世界最高峰の大会である。
- 2025 年世界陸上を成功に導いていくためには、都民・国民、そしてあらゆるステークホルダーの理解と協力が不可欠である。
- そのためには、大会を運営していくに当たっての責任と公的な役割を自覚し、適正なガバナンスが確保された、公正で信頼される大会運営組織であることが前提となる。
- 大会運営組織における適正なガバナンスの確保を図る上では、組織運営上の重要な意思決定や業務執行に係る権限を有する理事がその権限を適切に行使するとともに、その権限の行使を的確に監督することが重要である。
- 以上及び、東京都が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」（令和 4 年 12 月）を踏まえ、有識者等で構成される役員等候補者選考委員会を設置し、役員等（理事、監事、評議員）候補者の選考を適切に行う。

<役員等選任に係る基本方針>

- スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、また、多様な価値観や発想を反映させるため、男女平等参画の理念も踏まえ、男女双方とも、役員等の割合を原則 40%以上とする。
- 理事会等における議論の活性化や理事に対するチェック機能の向上、より専門的・客観的な視点からの組織運営の監督といった観点から、外部役員等の割合を 25%以上とする。

※「外部」の考え方（スポーツ団体ガバナンスコードを基に整理）

最初の就任時点で、以下のア)～ウ)のいずれにも該当しない者を指す。

- ア) 大会運営組織の設立者である日本陸連と下記の緊密な関係がある者
 - ・ 過去 4 年間の間に日本陸連の役員（理事、監事又は評議員）であった
 - ・ 日本陸連と加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者である
 - ・ 日本陸連の役員又は幹部職員の親族（4 親等以内）である
- イ) 陸上競技における我が国の代表選手として国際競技大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者
- ウ) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、陸上競技の指導者として特に高い指導実績を有している者

＜役員等選考の考え方＞

- 役員等選任に係る基本方針を踏まえつつ、大会まで 2 年を切っていることから、大会開催に向け着実に準備を進め、運営を強化する必要がある。そのため、以下に掲げる役員等の役割及び求められる資質を総合的に勘案して、役員等候補者を選考する。

（役員等の役割）

- ・ 役員等である理事、監事、評議員それぞれに求められる法令上の役割・義務に加え、以下に掲げる「求められる資質」を十分に自覚し、法令等の遵守はもとより、公平・公正かつ誠実に行動するものとする。

（役員等に共通して求められる一般的な資質）

- ・ 2025 年世界陸上の開催趣旨や陸上競技の発展に理解があること
- ・ 関係法令等に理解があり、コンプライアンス意識が高いこと
- ・ 政治的中立を保って職務を遂行できること
- ・ 人権や多様性の尊重、持続可能性の追求など、昨今の社会的要請に対し理解があること
- ・ 誰もが生き生きと働くことのできる、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解があること
- ・ 理事会や評議員会への積極的参加が見込めること

（役員等それぞれに求められる知識・経験・能力等の資質）

※ 以下の①～③の要素のいずれかに該当する必要

①競技運営・国際スポーツ大会等に関する知識・経験

- ・ 競技団体等において役員等を務めた実績があること
- ・ 陸上競技や大会運営（国際スポーツ大会を含む）等に関する豊富な知識と経験

を有していること

- ・国内外のスポーツ界の動向に精通し、スポーツ政策に関する高い知識を有していること

②組織マネジメントに関する経験等に基づく広い視野、知見

※ 特に理事に関して

- ・経営・組織運営に関する豊富な知識や経験を有しており、財団の担う多岐にわたる業務について、社会情勢を踏まえ、バランス感覚を持って判断ができること
- ・リスクマネジメントや危機管理についての知識や経験を有していること

③ガバナンス・コンプライアンスに関する知識・経験

- ・ガバナンスやコンプライアンス（法律、会計等の実務）に関する豊富な知識と経験を有していること

（監事に求められる資質）

- ・関係法令に一定の知見を有し、独立性を維持しつつ、理事の職務の執行等を監査できる能力を備えていること
- ・大会の運営業務を理解し、業務及び財産の状況を調査する能力を備えていること
- ・決算に関する計算書類等の監査能力や理事の職務執行に関する監査能力など、財務・会計・法務に関する知見を有していること

<その他>

- 役員等候補者の選考に当たっては、本方針によるほか、法令等の定めに従う。

【以上】